

## 近畿中国森林管理局入札監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和5年12月25日)

開催日及び場所		令和5年9月26日(火曜日) 近畿中国森林管理局 第1会議室	
委員		岩本 大 (岩本会計事務所 公認会計士) 東 尚吾 (山口法律会計事務所 弁護士) 平田 ちさ (ビギンズ会計事務所 税理士)	
審議対象期間		令和5年4月1日～令和5年6月30日	
審議対象案件		248件 うち、1者応札案件121件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
抽出案件		一般競争	24件(抽出率11%) うち、1者応札案件14件 (抽出率58%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		随意契約	3件(抽出率12%) うち、見積者が1者の案件3件 (抽出率100%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
抽出案件内訳	工事業	一般競争	18件 うち、1者応札案件11件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		随意契約	2件 うち、見積者が1者の案件2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	物品役務等	一般競争	6件 うち、1者応札案件3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		随意契約	1件 うち、見積者が1者の案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
(特記事項)			
委員会の意見・質問、それに対する回答等		意見・質問	
		1	入札執行調書の技術提案加算点のうち「企業への信頼性・地域への貢献」というのはどのような内容なのか。
		2	入札に猟友会でなく、株式会社等が参加しているが、最近はそのような実施が可能なのか。(ニホンジカ捕獲委託事業)
		3	総合評価落札方式における技術提案とはどのような内容か。
		回答等	
		1	災害発生時の活動実績やボランティア活動の実績、週休2日の取組実績などを考慮したもの。
		2	実施予定場所での捕獲許可の取得が可能な者であれば入札に参加することは可能。
		3	申請時に提出された技術提案に基づき、新技術の採用、コスト縮減の取組、施工上の工夫等について審査するもの。

	4 入札公告の中に「課題」とあるが、その内容はその都度変更されるのか。	4 課題については、入札ごとに検討し、その事業にあったものを課題としている。採用されれば、それが仕様にプラスアルファとなる。
委員会による意見の具申又は勧告の内容  【これに対し部局長が講じた措置】	特になし。	

事務局：近畿中国森林管理局 企画調整課

(注) 1：必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注) 2：公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

近畿中国森林管理局入札等監視委員会 苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	令和5年9月26日（火曜日）近畿中国森林管理局 第1会議室			
委員	東 尚吾（山口法律会計事務所 弁護士） 岩本 大（岩本会計事務所 公認会計士） 平田 ちさ（ピギンズ会計事務所 税理士）			
再苦情申立概要	申立日	件名	契約方式	契約年月日
	令和 年 月 日			令和 年 月 日
	内容等  「該当なし」			
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問		回答	
委員会による意見の具申又は勧告の内容  [ これに対し部局長が講じた措置 ]	〔 〕			